

# 違反是正事例（事例3-14）

テーマ < 初めての吏員命令と繁華街地区特別査察 令和5年 >  
(組織体制・吏員命令・16項イ)

- 組織として違反処理執行体制の強化を行い、消防本部として初めて消防法第5条の3第1項に基づく吏員命令を発令し、当該事案を契機に繁華街地区の防火対象物に対する夜間一斉無通告査察を実施して地域の防火安全の推進を図った事例

## 防火対象物の概要

### (事例1)

- ・建物概要：物品販売店舗 (4)項 耐火造 4/0 延べ面積 9,949 m<sup>2</sup>
- ・関係者：所有者兼物品販売店舗経営 A社 店長 B

### (事例2)

- ・建物概要：飲食店 (3)項ロ 耐火造 3/0 延べ面積 384 m<sup>2</sup>
- ・関係者：所有者 C  
占有者 1階 (2店舗入居) D店 店長E  
2階 (2店舗入居) F店 店長G

### (事例3)

- ・建物概要：複合用途防火対象物 (16)項イ 耐火造 4/0 延べ面積 2,995 m<sup>2</sup>
- ・関係者：所有者 株式会社H  
占有者 3階 I店 店長J

## 1 違反処理の概要

### (1) 違反処理執行体制の強化

ア 当該消防本部では、違反対象物の公表制度を契機として、令和元年5月、消防本部予防課の職員、署から希望する職員及び消防長の推薦で選抜された職員で編成した特別査察隊を創設し、組織全体で重大な消防法令違反等に対する違反是正、迅速かつ的確に違反処理を執行する体制を確保して違反是正を推進することとした。

イ 当該消防本部における査察執行体制は、本部予防課で特定用途防火対象物の一部を担当し、その他の防火対象物は、署、出張所等に勤務する職員（管理職を除く隔日勤務員）が担当している。

ウ 組織整備に加え職員の予防業務教育体制も構築することで違反是正は進んでいたが消防法第5条の3第1項に基づく吏員命令（以下「吏員命令」という。）は一度も事案がなかった。

### (2) はじめての吏員命令

#### 【事例1】

ア 令和3年8月31日、新規の消防法第8条の2の3第1項による特例認定（以下「特例認定」という。）の検査を実施した際に、バックヤード内の消防活動のための有効な開口部である水圧開錠付きシャッター付近に大量の物件が存置されていた。このことから、特例認定は不認定とし、「物件を除去し、除去後に消防本部に報告するように。」と指導したが、連絡がなく2か月が経過した。検査日は、店舗の休業日であった。

イ その後も改修した旨の連絡がなかったことから当該消防本部内で検討した結果、今後立入検査を実施して、立入検査時に特例認定の検査時のように消防活動上有効な開口部の周辺に火災予防上危険及び消防活動上支障がある物件が存置されていた場合は、その場で吏員命令を発令すべきと意思決定した。

ウ 店長B（以下「B」という。）に、翌日立入検査を実施する旨を電話で伝え、命令が即時に発令できるように資器材等を準備して当該消防本部の予防課員2名で立入検査に出向した。

立入検査を実施したところ、大半の物件は撤去されていたが一部の物件が残っていたことから、Bに物件を即時除去するように指導したが、後日除去するという回答であったため、当該物件が火災の予防に危険、消防活動上支障になると判断し、Bに危険性を説明し、当該消防本部として初めて吏員命令を発令した。

エ 命令を発令すると、Bは即時に従業員を呼び、物件の撤去を開始し、結局、標識を作成するまでの間に物件は撤去され、命令は履行された。

その後、当該消防本部として防火対象物の所有者兼物品販売店舗を営んでいるA社に対して再発防止の徹底を指導した。

なお、その後店長が変更となり防火管理者の変更のために来署した際に現状について確認したところ「前任者からも引き継ぎを受け再発防止に努めている。」との回答があった。

### (3) 迅速に吏員命令を発令するための体制づくり

当該消防本部では、吏員命令創設時に吏員命令に関する規程は制定していたが、当時から改正しておらず、吏員命令が発令しづらい環境にあったことから、初めての吏員命令事案を契機に迅速な吏員命令に向けて検討を開始した。

消防長権限に基づく命令は、実況見分調書、質問調書、指導経過、登記簿など証拠書類を揃えて違反調査報告書を作成し、決裁を受けて命令書を交付する。吏員命令はその場で違反調査を実施して消防吏員自らの判断で命令を発令し、命令後に消防長へ報告する。

このようにこれらの命令は事務処理が異なるが、当該消防本部では吏員命令時の違反調査、命令、消防長への報告要領が整備されていなかった。このことから、まず、命令書、受領書、違反調査報告書などを使用しやすくすることが重要であると判断し、職員が研修で派遣していた他の消防局（以下「他消防本部」という。）を参考にして次のように整備することとした。

#### 【他消防本部との比較】

##### ① 命令書の様式について

当該消防本部の吏員命令の様式は、他の命令と同様に文書番号を記載する様式であり、決裁等の事務処理も吏員命令独自の内容が整備されていなかったが、他消防本部の命令書

は、複写式やチェック項目を取り入れ、記載しやすく、関係者説明にも活用できる様式で、吏員命令独自の内部規定も整備されていた。

② 受領書の様式について

当該消防本部の命令書と受領書は別様式であったが、他消防本部は複写式で本部控え部分に受領サインをもらう形となっていた。

【検討結果】

これらの検討結果を踏まえ、当該消防本部として次のように整備した。

- ・命令書にチェック方式を取り入れ、交付用命令書と控用を針なしステープラーで止め、カーボン紙を挟んで複写で使用し、受領書を命令書の控用の下段に入れた。
- ・標識は一部の内容を事前に記載してラミネートで作成。名宛人や命令内容等をマーカーで記載するように準備した。
- ・当分の間は運用で使用し、後日規程化することとした。

(4) 繁華街夜間特別査察の実施

ア 当該消防本部として始めて繁華街地区の防火対象物に対し、夜間時間帯に無通告で一斉立入検査（以下「繁華街地区特別査察」という。）を実施することとした。

なお、実施対象は、特定一階段等防火対象物、飲食店、複合用途ビル等とし、実施方針及び内容は次のとおりとした。

- ・共用部における避難通路、避難階段の管理状況等を確認し、査察員が命令発令要件に該当すると認めた場合は、即時にその場で吏員命令を発令する。
- ・火気を取扱う店舗に対しては、火を使用する設備及び器具の状況並びに使用場所等を確認し、命令要件に該当すると認めた場合は、当該火災発生危険が改善されるまでの間、これらの機器の使用の禁止又は使用の制限について吏員命令を発令する。
- ・実施前にミーティングを実施して、実施内容、方針、関係者への対応要領等の共有化や吏員命令に対する十分な教養を実施。リーフレットも作成し、関係者説明に使用することとした。

イ 繁華街夜間特別査察時の命令は次のとおりであった。

【事例2】

(1階占有者に対する吏員命令)

立入検査実施時に、1階共用部（階段室）及び2階共用部（階段室）に大量の物件が存置されている事実を確認。2階は2店舗が営業中であったが、階段下（共用部）に灯油のポリタンク2個、大量の段ボール等が積み重ねて置かれ上階から避難できない状況となっていた。1階店舗の店長Eに確認したところD店の物件であると供述。違反調査を実施した後、「当該物件は火災の予防に危険があると同時に、上階から避難ができず避難及び消火活動に危険がある。」と説明したところ、灯油タンクと少量の段ボールは除去しどうにか避難ができる状態となり、Eからは「その他は次に日まで待ってほしい。」との供述があったが、消防法第5条の3第1項に該当することから翌日の16時00分までに除去するように消防吏員命令を発令し、その場で命令書と標識を作成し、命令書をEに交付し、標識を設置した。

なお、一部の物件が除去されどうにか避難ができる状態となったこと、「物件の量が

大量であり移動に時間を要し、人員と輸送手段の準備が必要である。」との申し入れがあったこと、「所有者と相談したい。」との供述があったことなどから、やむを得ず 翌日の店舗営業前までを履行期限とした。

その後、命令について建物所有者Cに電話で伝えたところ、Cが建物に駆け付け、両名で物件を除去し、命令は履行された。

(2階占有者に対する吏員命令)

2階階段室内の共用部に段ボールやゴミ袋など可燃性の物品が存置されていた。

2階は2店舗入居しており、物件の所有者について聴取するとF店の店長Gが自身の店のものであると供述。「火災の予防に危険であり消防法第5条の3第1項に該当する。」と説明し店長Gに命令を発令したところ、命令書と標識を作成中に命令は履行された。

### 【事例3】

32店舗が入居する防火対象物の立入検査を実施。管理人が在駐していたことから、最初に管理室に声をかけて管理人が同行して実施した。

最初にエレベーターで4階まで行き、非常階段から3階に降りようとしたところ、非常階段内の3階から4階部分に大量の段ボール、ビールケース、プラスチック容器、パーテーション、掃除用品、電灯などが存置されていた。

3階と4階のテナントに物件の所有者を確認したところ、3階のI店の物件であることが確認されたことから、I店の店長Jに対し「火災の予防に危険であるとともに避難に支障があること。」を説明し、吏員命令を発令した。すると、検査に同行していた管理人が協力して当該物件を除去するなど即時に改修に向けて動き始め、命令書及び標識の作成中に命令は履行された。

当該防火対象物に対しては、その後、所有者である株式会社Hに対して再発防止のための指導書を交付して対策書を提出させた。

## 2 違反処理後の経過

当該消防本部では、翌年度も繁華街地区特別査察を実施し、前年に命令を発令した防火対象物に対しても立入検査を実施したが、違反はなく避難施設は適正に維持管理されていた。

なお、翌年度の繁華街地区特別査察時も階段一系統の防火対象物の階段室に物品が存置されている状況を覚知。テナントから建物所有者の物件であることを聴取したことから、建物所有者に、現場から直接電話で状況を説明し口頭で命令を発令、標識を掲示して、その後、是正された事案があった。

当該消防本部では、吏員命令に対する整備、査察執行体制の強化により吏員命令に対する意識が浸透し、地域全体にも避難施設の維持管理の確保に対する意識浸透している。

## (事例 3—14) グループ検討

テーマ

〈 初めての吏員命令と繁華街地区特別査察 〉

### 1 吏員命令の発動体制について

当該消防本部では、違反処理に対する組織体制の強化を図るとともに職員に対する教育体制を強化して当該消防本部として初めて吏員命令を発令。繁華街地区の夜間特別一斉立入検査を開始して、地域の安心安全対策を推進しております。

各消防本部における吏員命令の発令状況、違反処理に対する組織体制などについて意見交換してください。

### 2 吏員命令要件等について

事例 1、2、3 の吏員命令事案の発令要件の考え方、履行期限等について検討してください。また、それぞれの消防本部で吏員命令等で悩んだ事案などあれば意見交換してください。

### 3 違反処理についての人材育成について

当該消防本部では、人材育成を視野に入れて職員を他消防本部へ研修派遣し、その経験を生かして命令書等の様式や事務処理の整理など吏員命令の発令体制を整備しました。

各消防本部における吏員命令を含む違反処理体制、事務処理、違反処理に関する人材育成等について情報交換してください。

### 4 避難施設に対する無通告査察について

避難施設に対する無通告査察の必要性、効果などについて検討してください。

各消防本部における隔日勤務員を含めた吏員命令に対する職員教養などについて意見交換してください。

### 5 夜間営業店舗等に対する一斉立入検査について

当該消防本部では、夜間営業店舗等に対する無通告の一斉立入検査を開始しましたが、各消防本部管内の夜間営業店舗に対する立入検査の実施状況について意見交換してください。

なお、無通告査察の必要性、一斉に実施することの効果、関係行政機関や地域との連携などについても情報交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討